2020年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ 代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信 (コード番号 2402 東証マザーズ) 問合せ先 取締役 Platform Design 部門担当 石亀 幸大

(TEL. 03-3740-4011)

再発防止策等に関するお知らせ

当社は、2020年12月15日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は、2018年において海外連結子会社における不適切な会計処理事案を契機とし、内部統制強化に向けた取り組みを実施してきた結果、2018年12月31日現在において、財務報告にかかる内部統制の開示すべき重要な不備は是正されております。しかしながら、調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を受けたことを真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、一連の問題に対する改善策を含む再発防止策等について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。あわせて経営責任の明確化につきましても、下記のとおりお知らせいたします。

今後は、さらにコンプライアンス意識を徹底し、皆さまからの信頼の回復に努めてまいりますので、 ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 再発防止策等の概要
 - (1) 財務報告の信頼性を重視する姿勢の周知浸透施策
 - ―経営者から全社員へのメッセージの発信―

財務報告の信頼性を確保するための内部統制及びコンプライアンスの重要性については、これまでも周知活動を継続してまいりましたが、今回の提言を受け、改めて代表取締役進藤博信及び全取締役連名による全社員向けメッセージを、2020 年 12 月 21 日付けにて発信いたしました。今後も定期的な周知を行ってまいります。

- (2) 財務報告の面から不適切な行為についての現場レベルに落とし込んだ定期的な説明会 一実効性ある内部統制とコンプライアンスに関する全社員向け研修の定期的な実施一 これまで実施してまいりました内部統制及びコンプライアンスを重視する姿勢の定着に加え、 その具体的な行動基準の周知を図るため、今回発覚した事象について調査報告書記載の事実関 係を題材に加えた全社員向けの研修を定期的に実施することとし、第1回目の研修を 2020 年 12月25日に実施いたします。
- (3) 中間管理層に向けた承認行為における着眼点についての内部研修 一内部統制の実効性を確保するための中間管理職研修の定期的な実施— 当社における内部統制システムの実効性をより強固にするため、中間管理職として持つべき意 識や着眼点、部下に対する指導や承認行動に用いるべき基準についての研修を定期的に実施す ることとし、第1回目の研修を2020年12月25日に実施いたします。

(4) 一定程度の規模に対する予算統制の強化と、関連グループによる定期的(少なくとも月次レベル)な実行予算のモニタリング

一適切な利益管理の徹底一

受託案件に関する適切な利益管理を徹底するため、受注時における実行予算(利益設計)の適切性に関する上長承認のプロセスを強化するとともに、一定以上の規模の案件については進捗確認を月次で実施し検証いたします。

(5) 内部監査による上長・システムチェックについての有効性を担保するためのモニタリングの設計

一内部監査の強化-

2020年12月の月次の販売管理を対象として、再発防止策等の整備・運用評価を兼ねた特別内部監査を実施いたします。当該監査においては、上長及びシステムによる承認プロセスの強化施策の有効性、収益認識及び原価計上の適切性に重点を置いた監査計画を立案いたします。来期におきましては、内部監査の有効性を高めるためのモニタリング設計の見直しを行います。

(6) 懲戒処分等の適正な運用

―懲戒処分に関する規程の周知と運用の徹底―

不適切な会計処理の行為者に関する懲戒内容をより明確にし、不適切な会計処理が重大な事案であることの認識を高め、適切な会計処理を重視する意識の浸透を図ります。今回の調査において検出されました不適切な会計処理の行為者につきましても、あるべき懲戒内容について適切に検討をいたします。

(7)経営層に対する、上場会社の役員として求められる水準の会計リテラシー研修等 一役員向け研修の実施—

2018 年 5 月に公認会計士を社外役員として招聘し、取締役会及び監査役会における会計リテラシーの向上を図りました。また経営層及び経理・財務部門に対する会計・開示制度に関する研修を実施し、財務報告にかかるリスクの識別機能を高めてまいりました。調査報告書による提言を受け、今後においても経営陣のさらなる会計リテラシー強化のための研修を定期的に実施いたします。

(8) 最高財務責任者の招聘等

一外部アドバイザーの起用の継続と最高財務責任者としての適任者の採用活動の継続—当社は、2018年5月に当時の最高財務責任者であった取締役が辞任した後、代表取締役社長が経理財務部門を直轄化し、経営層の財務報告にかかるリスクの識別機会を増やしました。その後、2019年4月に現在の管理部門担当取締役がその任に就任いたしました。現管理部門担当取締役は会計を専門とする経験者ではないことから、外部公認会計士をアドバイザーとして起用し、管理部門担当取締役及び経理財務部門担当者への指導及び支援を受けることにより、管理レベルの向上を図ってまいりました。引き続き、外部アドバイザーによる指導及び支援を継続するとともに、最高財務責任者としての適任者の採用活動を継続いたします。

(9) 独立社外取締役の選任と、アマナ取締役会における適正な人数水準の検討 一独立社外役員の選任—

当社は、従来から社外取締役増員の必要性を認識しておりましたが、2016 年以降社外取締役が1名となり、また当該社外取締役が2020年9月に辞任したことにより、現在、社外取締役不在の体制となっております。独立社外取締役を含め、社外取締役、社外監査役など、社外役員の視点によるけん制機能の必要性を重く認識し、今後、幅広い人材の中から適切な候補

者を検討し、然るべき時期に社外役員の選任を諮ることができるよう準備をいたします。

(10) 常勤監査役による積極的な監査機能の発揮

―社外役員との連携強化と監査役スタッフの設置―

常勤監査役も上記役員向け研修の対象とするほか、常勤監査役の社外役員及び会計監査人と の連携強化のため、常勤監査役が経営会議等で把握するリスク情報を監査役会で共有するプロセスを明確化するとともに、監査活動の強化策として監査役スタッフを設置いたします。

(11) 会計監査人との各レベルにおける密なコミュニケーション

―会計監査人と役員等とのコミュニケーションの強化―

経営層、経理部門担当者、監査役会は、すでに定期的に会計監査人との協議の場を設けておりますが、協議内容に関するチェックリストの導入などを通じて、財務諸表に影響を及ぼし得る事案の共有を徹底してまいります。

(12) 関知された不適切な会計処理に対する継続的なフォロー

―エスカレーション・ルールのさらなる明確化と不適切事案への対応の徹底―

社員または役員が関知した不適切な会計処理やその兆候についての情報を十分に活かすため、コンプライアンス統括委員会を積極的に開催し、経営層、取締役会、監査役会に適時に情報が伝達される仕組みを構築し運用してまいりましたが、規程改定等により行動のガイドラインを明確化し、経営層による情報共有をさらに確実なものといたします。また、経営層が関知した情報については、十分な審議及び的確な事後対応を行ってまいります。

なお、これらの再発防止策等の確実な実施とモニタリングの継続的なフォローアップを目的 に、再発防止策推進室(仮称)を設置します。

2. 責任の明確化について

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、深く反省するとともにその責任を明確にするため、代表取締役は報酬の 50%、他の取締役はその責任に応じて報酬の $10\sim30\%$ 、常勤監査役は報酬の 15%を、それぞれ 3 τ 月分について自主返納することといたします。

以上